

我孫子市入院施設医療機関総合緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、電気料金、ガス料金等の物価の高騰の影響を受け、厳しい運営状況に置かれている医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所（歯科医師が歯科医業を行う診療所及び患者を入院させるための施設を有しないものを除く。）をいう。以下同じ。）に対し医療体制の維持及び業務の継続を支援するため、我孫子市入院施設医療機関総合緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象医療機関)

第2条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる医療機関（第4条において「交付対象医療機関」という。）は、本市に所在する医療機関（第4条及び第6条において「市内医療機関」という。）及びJAとりで総合医療センターとする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる医療機関の病床数の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

病床数	支援金の額（1医療機関当たり）
100床以上	1,000,000円
50床以上100床未満	500,000円
20床以上50床未満	300,000円
1床以上20床未満	200,000円

2 本市と「第二次救急医療運営事業に関する協定書」を締結している医療機関の支援金の額は、前項に掲げる額に20万円を加算した額とする。

(交付の申請)

第4条 交付対象医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、令和4年11月21日までに我孫子市入院施設医療機関総合緊急対策支援金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）を市長に提出しな

ければならない。

2 支援金の交付の申請は、1 医療機関につき 1 回に限る。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般社団法人我孫子医師会（以下「我孫子医師会」という。）に加入している市内医療機関に係る支援金は、我孫子医師会が代理して申請することができる。

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市入院施設医療機関総合緊急対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求）

第 6 条 前条の規定により交付の決定を受けた医療機関は、支援金の交付を受けようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、我孫子医師会に加入している市内医療機関に係る支援金は、我孫子医師会が代理して請求することができる。

（交付の決定の取消し及び返還）

第 7 条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 4 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 5 条の規定により交付の決定を受けた者に係る第 7 条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。